

2018年1月22日

一般社団法人セーフティーインターネット協会

インターネット・ホットラインセンター
ホットライン運用ガイドラインの改訂における新旧対照表

改訂前	改訂後
目次	目次
第1. 本ガイドラインの目的.....4	第1. 本ガイドラインの目的.....1
-略-	-略-
第2. ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する依頼.....7	第2. ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する依頼.....4
1. 違法情報に関する対応依頼.....7	1. 違法情報に関する対応依頼.....4
2. 依頼の相手方の範囲.....7	2. 自殺誘引等情報に関する対応依頼.....4
3. 用語の説明.....7	3. 依頼の相手方の範囲.....4
	4. 用語の説明.....4
第3. プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼.....8	第3. プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼.....5
-略-	-略-
	第4. プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する自殺誘引等情報に関する対応依頼.....15

	<ul style="list-style-type: none"> 1.総論.....15 <ul style="list-style-type: none"> (1).依頼内容.....15 (2).自殺誘引等情報に関する対応依頼の位置付け.....15 (3).適切な判断の確保.....16 2.自殺誘引等情報の範囲.....16 3.自殺誘引等情報であるか否かの判断基準.....16 4.自殺誘引等情報であるか否かの判断手続.....17 5.対応の依頼手続.....17 <ul style="list-style-type: none"> (1).依頼の相手方.....17 (2).依頼方法.....17 (3).依頼文書の内容.....17 (4).書式.....18
第4. 本ガイドラインの見直し等.....19	第5. 本ガイドラインの見直し等.....18
第5. プロバイダ及びウェブサイト等の管理者による対応が任意であること.....25	第6. プロバイダ及びウェブサイト等の管理者による対応が任意であること.....23
<参考書式>.....26 <ul style="list-style-type: none"> 違法情報に関する送信防止措置等依頼書.....26 	<ul style="list-style-type: none"> <参考書式1>.....24 <ul style="list-style-type: none"> 違法情報に関する送信防止措置等依頼書.....24 <参考書式2>.....25 <ul style="list-style-type: none"> 自殺誘引等情報に関する対応依頼書.....25
<関係条文>.....27	<関係条文>.....26

-略-	-略-
<p>第1.本ガイドラインの目的</p> <p>1. ホットラインセンターについて</p> <p>(1). ホットラインセンター設置の背景</p> <p>-略-</p> <p>(2). 運用変更に係る経緯</p> <p>平成 24 年度行政事業レビューの公開プロセスにおいて、インターネット・ホットライン業務については、「民間による費用負担について、業界団体等と協議すべき」、「一連の業務を官民一体となって運営する方向に舵を取るべき」等の意見が出され、「抜本的改善」の評価を受けた。これを受けた平成 24 年度総合セキュリティ会議において、ホットラインセンターの民間費用負担のあり方について検討し、「民間も違法情報・有害情報対策に一定の責任を果たすべきである」「違法情報の警察への通報が適切に確保されることは、警察にとって重要である」との結論に至った。これを受け、平成 25 年 11 月に、ホットラインセンターとは別に、民間事業者によるホットラインが開設された。</p> <p>-略-</p>	<p>第1.本ガイドラインの目的</p> <p>1. ホットラインセンターについて</p> <p>(1). ホットラインセンター設置の背景</p> <p>-略-</p> <p>(2). 運用変更に係る経緯</p> <p>ア 官民の役割分担</p> <p>平成 24 年度行政事業レビューの公開プロセスにおいて、インターネット・ホットライン業務については、「民間による費用負担について、業界団体等と協議すべき」、「一連の業務を官民一体となって運営する方向に舵を取るべき」等の意見が出され、「抜本的改善」の評価を受けた。これを受けた平成 24 年度総合セキュリティ会議において、ホットラインセンターの民間費用負担のあり方について検討し、「民間も違法情報・有害情報対策に一定の責任を果たすべきである」「違法情報の警察への通報が適切に確保されることは、警察にとって重要である」との結論に至った。これを受け、平成 25 年 11 月に、ホットラインセンターとは別に、民間事業者によるホットラインが開設された。</p> <p>-略-</p>

<p>(3). ホットラインセンターにおける対応（役割） -略-</p>	<p>イ 自殺誘引等情報の追加 平成 29 年 10 月に発覚した神奈川県座間市における死体遺棄被疑事件を受け、同年 11 月に開催された「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」において、自殺に関する不適切なサイトや書き込みへの対策の強化が求められたことから、有害情報のうち、人を自殺に誘引等する情報については、国の委託の範囲とすることとした。</p> <p>(3). ホットラインセンターにおける対応（役割） -略-</p>
<p>第2.ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の 管理者に対する依頼</p> <p>1. 違法情報に関する対応依頼 -略-</p>	<p>第2.ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する依頼</p> <p>1. 違法情報に関する対応依頼 -略-</p> <p>2. 自殺誘引等情報に関する対応依頼 自殺誘引等情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報については、法令に違反するものではないことから、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているウェブサイト等の管理者及びプロバイダに対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。依頼に際しては、「違法情報に関する送信防止措置等依頼」と区別するため、異なる書式を用いるものとする。</p>

<p>2. 依頼の相手方の範囲</p> <p>ホットラインセンターから違法情報に関する対応を依頼する相手方は、原則として日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等の管理者とする。</p> <p>3. 用語の説明</p> <p>-略-</p>	<p>3. 依頼の相手方の範囲</p> <p>ホットラインセンターから違法情報に関する対応を依頼する相手方は、原則として日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等の管理者とする。</p> <p>自殺誘引等情報に関する対応を依頼する相手方は、日本国内のプロバイダ等に限らない。</p> <p>4. 用語の説明</p> <p>-略-</p>
<p>第3.プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>-略-</p>	<p>第3.プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼</p> <p>-略-</p>
	<p>第4.プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する自殺誘引等情報に関する対応依頼</p> <p>1. 総論</p> <p>(1). 依頼内容</p> <p>自殺誘引等情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。</p>

(2). 自殺誘引等情報に関する対応依頼の位置付け

ホットラインセンターから、自殺誘引等情報に関する対応依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者は、ホットラインセンターにおいて「自殺誘引等情報に該当する」と判断されたことを参考にして、自らの対応を決定することとなる。

したがって、ホットラインセンターにおける「他者の自殺を助長するような情報に該当するか否か」の判断は、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者の判断の参考となるよう適切に行われる必要がある。

(3). 適切な判断の確保

ホットラインセンターにおける「自殺誘引等情報であるか否かの判断」が適切に行われているといえるためには、対象とする「自殺誘引等情報」の範囲について、インターネット利用者を含む関係者の意見を聴いた上で決定されていることが重要である。また、自殺誘引等情報か否かの判断が、一定の判断基準に基づいて適切な手続により行われること、及び、これらの判断基準、手続等について、インターネット利用者を含む関係者の意見を聴いた上で決定されていることが重要である。

2. 自殺誘引等情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する「自殺誘引等情報」の範囲については、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に、自殺を誘引等するような情報であるか否かを判断することができるものを対象とすることが適当である。

他者の自殺に関与し、または自殺を請け負うなどの行為は、同意殺人（承諾殺人・嘱託殺人）に該当するものであり、他者の生命に危害を加えるものである。集団自殺等の他者を巻き込む自殺の勧誘・誘引の場合も実行に至ったときには、自己も自殺を試みるという点で差異があるものの、他者の生命に対して危害を加える行為である。人命保護の重要性に鑑みれば、自殺へ積極的に加担したり、自殺願望を持つ人の生命に危害を加えることとなるような情報については、ホットラインセンターが送信防止措置等の要請を行うこともやむをえない。

なお、「死にたい」「自殺したい」等の自己の自殺願望のみに関する情報や、自殺方法の教示等の情報は、他者の生命への危害に直接つながるとはいえないため、ホットラインセンターにおいて対象とする他者の自殺を助長するような情報の範囲には含めない。

3. 自殺誘引等情報であるか否かの判断基準

自殺誘引等情報としては、次のようなものが挙げられる。なお、判断の際には、情報が掲載されているウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた上で、真に他者の自殺を助長するような危険性がある情報か否かを慎重に判断するものとする。

① 自殺関与

不特定多数の者、又は、「死にたい」「自殺したい」等と自殺を仄めかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」「請け負う」等の表現が記載されていること

② 自殺の誘引・勧誘（集団自殺の呼びかけ等）

「一緒に死にませんか」、「本気で自殺したい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されていること

4. 自殺誘引等情報であるか否かの判断手続

ホットラインセンターにおいては、通報を受けた場合には、当該情報に関するURL等を確認した上で、自殺誘引等情報であるか否かの判断を行う。

その際、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う（ダブルチェック方式）。

また、自殺誘引等情報であるか否かの判断が難しい場合には、法律家や専門家に相談した上で判断する。(注釈 23)

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

注釈 23：法律や専門家への相談は、自殺の可能性や他者へ危害を加える集団自殺の実行の可能性の有無を判断する場合に行うことがある

5. 対応の依頼手続

(1). 依頼の相手方

違法情報に関する送信防止措置等依頼手続（第3の5(1)）と同じ。

(2). 依頼方法

違法情報に関する送信防止措置等依頼手続（第3の5(2)）と同じ。

(3). 依頼文書の内容

対象情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者と利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。

具体的な記載内容は以下のとおりである。

	<p>ア 対象情報の特定 URL等情報の所在を特定する情報及び具体的な書き込みの内容の記載その他の方法により対象情報が特定されていること</p> <p>イ 自殺誘引等情報に該当するか否かの判断 ホットラインセンターにおいて、「自殺誘引情報に該当する」と判断したことに関し、①分類の種別及び②対象情報の流通が当該分類に当てはまると判断した理由が示されていること</p> <p>(4). 書式 別添参考書式2を参照</p>
<p>第4.本ガイドラインの見直し等 -略-</p>	<p>第5.本ガイドラインの見直し等 -略- (12) 平成29年度 改定の概要 ○ 自殺誘引等情報 ・ 警察庁の業務委託範囲の変更に伴い、自殺誘引等情報に係る部分をガイドラインに追加した。</p>
<p>第5.プロバイダ及びウェブサイト等の管理者による対応が任意であること -略-</p>	<p>第6.プロバイダ及びウェブサイト等の管理者による対応が任意であること -略-</p>

<参考書式 2>

自殺誘引等情報に関する対応依頼書

整理番号
年 月 日

[プロバイダ又はウェブサイト等の管理者の名称] 御中

インターネット・ホットラインセンター
連絡先 (e-mail アドレス)
担当者氏名
確認者氏名

自殺誘引等情報に関する対応依頼書

下記のとおり自殺誘引等情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報について送信を防止する措置等の自主的対応や利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所	URL： その他情報の特定に必要な情報：(ウェブサイトの名称、ウェブサイト内の書き込み場所、日付、ファイル名等)
掲載されている情報	例) 「一緒に死んでくれる方を募集します」との書き込みが掲載。
他者の自殺を助長するよう か否かの判断理由等	分類の種類 ホットライン運用ガイドライン 第4 3. 自殺誘引等情報 類型② 自殺の誘引・勧誘 (集団自殺の呼びかけ等)
	上記分類にあてはまると判断した理由 例) 上記ウェブサイトにおいて、「一緒に死んでくれる方を募集します」等、他者の生命に対する危害につながる可能性が高い表現が記載されていることから、自殺誘引等情報に該当すると判断いたします。

※本通知に関する問い合わせは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト (<http://www.internethotline.jp/>) の問い合わせフォームから行うことができます。